

前橋市公用車賃貸借（道路管理課第1号）業務

番号	区分	質問	回答
1	仕様書	<p>訪問点検3ヶ月について：</p> <p>（1）前橋市内のメンテナンス工場は整備士の高齢化、人手不足により訪問点検を引き受けていただける整備工場が無く非常に厳しい状況です。</p> <p>こちらは必須事項となりますでしょうか。</p> <p>（2）整備工場に受託いただけた場合、使用地にて作業ができない際は車両を引き取り整備工場にて作業した後、返却する対応でも宜しいでしょうか。</p> <p>（3）また、訪問にて対応できる内容は簡易点検のみとなり、法定点検・車検は工場での整備が定められております。この点検については整備工場へお持ち込みいただけますでしょうか。</p>	<p>（1）必須事項です。</p> <p>（2）可能です。</p> <p>（3）車両引き取りとします。</p>
2	仕様書	<p>60ヶ月リース満了後、再リースのご予定はございますでしょうか。再リースを予定している場合は何年間ご使用予定でしょうか。</p>	<p>再リースの予定はありません。</p>

3	入札説明書	入札金額は月額でしょうか。総額でしょうか。	月額です。
4	仕様書	入札仕様書におけるリースに含む費用に「訪問点検費用3か月毎」について 整備工場による訪問点検は必須でしょうか。工場の人員不足に起因する質問です。	No 1 (1) のとおりです。
5	仕様書	入札仕様書におけるリースに含む費用に「訪問点検費用3か月毎」について 月走行2千kmとの事ですが、弊社規定は5千km毎にオイル交換の為、2か月毎の定期点検となりますが、3か月は絶対でしょうか。	2ヶ月毎に定期点検がされれば訪問点検3か月毎は不要です。
6	仕様書	中途解約について 予算の減額または削減があった場合に契約を変更 または 解除の記載があります。貴市の予算の都合の他、余剰や全損事故による中途解約も想定されますが、中途解約金のご請求は可能でしょうか。	請求可能です。賃貸借契約約款で下記のとおり規定する予定です。なお、基本額は落札者と協議し決定します。 (規定損害金等) 第27条 第22条第1項による場合を除き本契約が解除されたときは、賃借人は別紙の規定損害金および解約までに既に支払日が到来している未払リース支払額を、賃貸人の請求により賃貸人に支払わなければならない。ただし、リース物件が返還されたときは、第17条による評価額を控除するものとする。 2 規定損害金の計算方法は次のとおりとする。 (1) (均等払いのとき) 基本額-逓減月額×経過月数 (2) (不均等払いのとき) 基本額-逓減基本額×経過リース料

			<p>÷リース料総額</p> <p>3 前項の経過月数等はリース期間開始の日からリース契約が解約された日までの 期間の月数とし、経過リース料とはリース期間開始の日からリース契約が解約された日までに発生したリース料とする。</p>
--	--	--	--